料金表

区分		サービス提邦数	20 分未満			20 分以 30 分未》		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上30 分を増すごと		
		サービス提供帯	利用料	利用者担額	利用彩	利	川用者負 担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
		昼間 (8 時~18 時)	1,630 円	163 🏻	9 2,444	Ħ	2,44 円	3,870 円	387 ∄	5,670 門こ 820 1を加算	567 NC 82 쨘加算	
身体介護		早朝(6時~8時) 夜間(18時~22時) 2,040		204	3,055	Ħ	305 円 4,840 円		484∄	7,090 州こ 1,020 円を 加算	709円に 102下を加算	
		深夜 (22 時~翌朝 6 時)	2,450 円	245	3,660	Ħ	366 ∄	5,810 円	581 ∄	8,51 所に 1,230 形が算	851 所こ 123 形を加算	
生活援助		サービス提供散サービス提供帯			45 分以上		火上					
		昼間	1,790 🖰	1,790 円 179 円		2,200 円 220 円						
		早朝・夜間	2,240 🖰	22	4月 2,750	Ħ	275 ∄					
		深夜	2,690 円	26	9月 3,300	Ħ	330 ∄					
乗降介助	Z.	サービス製料制		につき								
	# # #	昼間 970 円		9	7 円							
b 動 ^寺	Ŧ	早朝・夜間	1,210 円	12	1月							
		深夜	1,460 🖰	14	6円							
		サービス提供制数サービス提供制	20 分未満		20 分以 45 分未				分以上	70 分以上		
身体介護に引き続	} ↓	昼間 (8 時~18 時)	利用 不可		650 円		65 ∄	1,300 円	130円	1,950 円	195 ∄	
	上生ニー	早朝(6時~8時) 夜間(18時~22時)	利用 不可		810 円		81 ∄	1,630 ∄	163円	2,440 円	244 円	
助う続	走	深夜 (22 時~翌朝 6 時)	利用不可		980 円		98∄	1,950 円	195 ⊞	2,930 円	293 円	
		, DD		利用料		利用者 負担額		算 定 回 数 等				
護	特	持 定 事 業 所 加 算			所定単位数の 20/100 又は、 所定単位数の 10/100		左記の1割		1回あたり			
に		緊急時訪問介護加算			1,000 円					請に対して1回		
よる	初				2,000 円 1,000 円			200月 初回の				
区分な.	生		世 携 加 問 介	=隹	1,000 所定単位数の 100/200		左	100 円 1 月あたり 記の 1 割 1 回あたり				
	介	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数に 22.40%を加算		左	記の1割	1月あたり			

特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、当該建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。(限度額管理の対象外計算)

緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を 行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス 提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算します。

利用者の身体理由や暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して訪問介護を行う場合の加算です。

介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員特定処遇改善加算は、介護職員とその他職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。 上記の自己負担額及び加算にかかる金額については、自己負担が1割負担者の金額になります。2割負担者は、上記の1割負担額に2を乗じた額、3割り負担者については、上記の1割負担額に3を乗じた額となります。

※交诵費

前期 1.(1) の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外にお住まいの方は、サービス従業者が訪問するための交通費として 1 k mあたり 2 0 円の実費が必要です。

※キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

- ・ご利用前日午後5時までにご連絡いただいた場合・・・無料
- ・ご利用当日午前8時までにご連絡がなかった場合・・・利用料金の50%

※その他

お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費 用はお客様のご負担となります。